

〈住宅リフォームエキスパート〉 増改築相談員新規研修会開催のご案内

主催 大阪室内装飾事業協同組合

認定 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

1. 「増改築相談員制度」とは

住宅に関するストック活用が重視され、住宅リフォームによる居住水準の向上に関するニーズが高まっている一方で「悪質リフォーム」が社会問題化するなど、安心できる良質な住宅リフォームに対するニーズが高まっています。

「増改築相談員制度」とは豊富な経験と知識を持って消費者に対する適切なアドバイスを行うことができる増改築相談員に対して、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが認定・登録する制度です。

2. 「増改築相談員」になるには

増改築相談員になるためには、(財)住宅リフォーム・紛争処理センターの登録を受ける必要があります。住宅建築に関する5年以上の実務経験を持つ方がリフォームセンターの承認を得た当研修会を受講し、修了審査に合格することにより認定・登録されます。

3. 「増改築相談員」の活用

増改築相談員は豊富な知識や経験を持つリフォームの専門家として公的に認められ、増改築相談員の登録証と登録カードが交付されます。また「住宅リフォーム支援者名簿」に掲載（希望者）し、一般消費者が閲覧できるように、公的な機関相談窓口やリフォームセンターのホームページにおいて情報提供されます。

増改築相談員にはリフォームセンターから住宅リフォームに役立つ最新情報が提供されます。

2024年度 認定研修会実施要綱

【研修会実施日】 2024年9月12日（木）

【会場】 大阪トヨペットビル 8階 第6会議室
大阪市西区立売堀 3-1-1

【定員】 新規受講者 20名

【研修時間】 AM9:30:00～PM 6:00 過ぎまで（約7時間30分）

【受講資格】 住宅の新築工事・リフォーム工事に関する実務経験5年以上
（申込み時に受講資格審査をさせていただきます）

【受講料】 組合員代表者及び従業員 ¥33,000円（テキスト代・登録料・消費税含む）
一般受講者（非組合員） ¥38,500円（ 〃 ）

〈振込先〉大阪室内装飾事業協同組合

りそな銀行 大阪西区支店 当座 1032274

インボイス登録番号：T5-1200-0500-6471

【申込期限】 2024年8月8日

【申込方法】 組合ホームページから受講申込書および写真貼付台紙をダウンロードし

①受講申込書 ②写真貼付台紙 ③受講料の振込済明細

を組合まで郵送して下さい。

定員(20名)になり次第締め切らせて頂きますので早めにお申込み下さい。

尚、お問い合わせ等がございましたら組合迄ご連絡下さい。

事務局担当：林田 Tel 06-6448-2661